

平成 24 年 3 月 28 日公布(政令 第69号)

【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 安住 淳
文部科学大臣 平野 博文
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志